

# 情報倶楽部

2021年10月

No. 246

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 所得拡大促進税制の改正

Q. 中小企業者限定の所得拡大促進税制が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A. 所得拡大促進税制は、中小企業者等が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

令和3年度の税制改正では、適用要件をこれまでであった継続雇用者要件を撤廃した上で、雇用者給与支給額に一本化・簡素化され、次のようになりました。

#### ①通常の場合

雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加した場合に控除対象雇用者給与等支給増加額の15%を法人税額又は所得税額から控除(控除額の上限は税額の20%)

#### ②上乗せの場合

雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ、次のいずれかを満たしている場合に控除対象雇用者給与等支給増加額の25%を法人税額又は所得税額から控除(控除額の上限は税額の20%)

イ)教育訓練費が前年度と比べて10%以上増加していること

ロ)適用年度の終了の日までに経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5927.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5927-2.htm>

[人材確保等促進税制 \(METI/経済産業省\)](#)

### ★ 新型コロナと災害損失欠損金の繰戻し還付

Q. 新型コロナにより受けた損失は繰戻し還付の適用が受けられると聞きました。どのような制度なのですか？

A. 新型コロナウイルス感染症の影響による、例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当することとなっています。

- ・ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

この災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku\\_2.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf)

[No.5763 欠損金の繰戻しによる還付 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

## ★ 仮決算による中間申告

Q. 前期の決算が思いのほか良かったので予定納税が結構な額になります。聞くとところによると、仮決算をして申告する方法もあるとか。どのような制度なのですか？

A. 法人税では、事業年度が6か月を超える場合、事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内に中間申告をしなければならないとされています。

この場合の申告には、①前期の実績額を基礎として申告する方法と、②仮決算をして申告をする方法の二種類あり、前期の実績額を基礎とする計算によって申告するものを特に予定申告と呼んでいます。

### ① 予定申告

前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を掛けて税額を求めるもので、この金額が10万円以下の場合は、申告不要となります。

### ② 仮決算による中間申告

事業年度開始の日から6か月の期間を1事業年度とみなして仮決算を行い税額を求めるものです。この場合は、この計算した税額が、10万円以下であっても、申告が必要になります。

前事業年度の業績がよく、当期の上半期の業績が悪いというような場合は、中間申告をすると税負担が少なくなります。

中間申告をする場合は、確定申告と同じように申告書、決算書等の作成が必要になります。

## 資産税

### ★ 株式交付制度に伴う改正

Q. 株式交付制度が創設されたことを受け、税制も改正されたそうですが、どのようなになったのですか？

A. 令和元年に会社法が改正され、株式交付制度が創設されました。

株式交付制度とは、株式会社を買収する会社を対象会社の株主から株式を譲り受け、その対価として自社株を引き渡すという制度です。

株式交付制度は、議決権割合が50%超となる子会社化に適用があるもので、完全子会社化が必要な既存の株式交換制度とは、この点に違いがあります。

令和3年の税制改正では、この制度の創設を受けて、株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例が創設されました。

概要は、個人である株主が被買収会社の株式を買収会社に譲渡し、その対価として買収会社の株式の交付を受けた場合には、その被買収会社の株式の譲渡はなかったものとみなすとするものですが、対価として買収会社の株式以外に金銭の交付がされるときは、次の要件を満たさなければならないとされています。

買収会社から交付された買収会社の株式の価額/買収会社から交付された金銭及び金銭以外の資産の価額の合計額 $\geq$ 80%

[No.1545 株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/210625/pdf/29.pdf)  
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/210625/pdf/29.pdf>

### ★ 住宅取得等資金贈与特例の改正

Q. 住宅取得等資金の贈与の特例が改正されたそうですが、どのようなになったのですか？

A. 住宅取得等資金贈与の特例とは、平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間に、20歳以上の受贈者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定額までが非課税になる制度です。

非課税限度額は、令和3年4月から一般住宅が1,000万円(消費税率10%以外の住宅は500万円)から700万円(同300万円)、省エネ等住宅が1,500万円(同1,000万円)から1,200万円(同800万円)に縮減される予定でしたが、令和3年の税制改正で、これまでと同額、一般住宅は1,000万円(同500万円)、省エネ等住宅は1,500万円(同1,000万円)に据え置かれることとなりました。

また、適用の対象になる住宅の床面積について、原則の50㎡以上240㎡以下となっているものが、合計所得金額が1,000万円以下の受贈者については、40㎡以上50㎡未満の住宅についても対象に加えられることとされました。

なお、この改正は、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

[No.4508 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)